

消費税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 外国人旅行者向け消費税免税制度における臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書及び臨時販売場の届出書の記載事項等を定めることとする。(第 10 条の 5、第 10 条の 6 関係)
- 2 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとなる本人確認書類の範囲等を定めることとする。(第 15 条の 4 関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)